

令和2年度 第12回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）3月29日

日野市教育委員会

令和2年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)3月29日(月)  
14時03分～15時45分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 米田 裕治 委員 高木 健夫  
委員 西田 敦子 委員 真野 広  
委員 東 桜子

議事録署名委員 委員 真野 広

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登  
教育部参事 志村 理恵 教育部参事 谷川 拓也  
(議事録・議事録)の一部  
庶務課長 伊藤 浩一 生涯学習課長 関 健史  
学校課長 久保田 博之 統括指導主事 田村 孝夫  
学校課主幹 山口 敦子 郷土資料館長 小林 正明

傍聴者 なし

書記 庶務課庶務係長 馬場 康二  
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名  
委員

真野 広

議事録署名  
教育長

米田 裕治

## 議事内容

### 議案

- 第48号 令和3年度（2021年度）の主要な取り組みの策定について
- 第49号 教育委員会職員人事について
- 第50号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第51号 日野市郷土資料館処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第52号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について
- 第53号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第54号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正する規則の制定について
- 第55号 日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第56号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第57号 今後の水泳指導のあり方に関する方針について
- 第58号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第59号 教職員の内申の専決処分について
- 第60号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第61号 教育委員会職員の分限休職命令解除の専決処分について

### 報告事項

- 第25号 「緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

(議事の要旨)

開始 14時03分

[米田教育長]

ただいまから、令和2年度第12回日野市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案14件、報告事項1件です。

なお、議案第59号、議案第60号及び議案第61号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、議案第59号、議案第60号及び議案第61号は、会議規則第10条の規定により、公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、事務局説明員が随時、入退室いたします。

請願第48号・令和3年度(2021年度)の主要な取り組みの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○請願第48号 令和3年度(2021年度)の主要な取り組みの策定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第48号・令和3年度(2021年度)の主要な取組の策定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和3年度(2021年度)の主要な取組を作成、策定するものです。

次ページを御覧ください。初めに私から、学校教育部門について御説明させていただきます。

学校教育部門につきましては、次の9つを柱としています。1、「すべての“いのち”がよこびあふれる未来をつくっていく力」をはぐくむ～未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクトの推進。2、主体的な学びと育ちを支える。3、日野市GIGAスクール構想の実現を目指して。4、いのちを大切にし、いのちを守る、5、「ともに生きるまち」の実現に向けて。6、確かな学びと育ちを支える。7、健やかな体と豊かな心をはぐくむ。8、オリンピック・パラリンピック教育の推進。9、現代の教育課題に対応した施策。

以上の9つの柱を中心に、令和3年度に重点的に取り組む施策事業として、43項目を挙げております。

教育、学校教育部門については、以上でございます。

[高橋教育部参事]

教育部参事でございます。

生涯学習部門について御説明をさせていただきます。11ページをお開きください。

教育部門につきましては、柱を大きく3つ設定させていただきました。昨年からはまったコロナ禍を踏まえまして、学びの継続ということができるところを想定して、柱を3つ設定させていただきました。

1番目としまして、新たな学びの仕組みの推進ということです。2番目としまして、多様な主体による取組の推進、3番目としまして、持続可能な社会教育環境の推進ということで、この3つを設定させていただいて、それぞれの中で、主要な取組を幾つか掲げさせていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

では、谷川参事のほうから学校教育部門を少し補足していただくのと、高橋参事からも少し補足をお願いできればと思います。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。教育委員会主要事業について、学校教育部門について補足の説明をさせていただきます。

まず、今回は9つの項目に分けさせていただきました。それぞれの視点で、それぞれの事業を見直し、比較しやすいということで分けさせていただいております。

まず、第1、「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」をはぐくむ～未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクトの推進でございますが、これは、3年目になります第三次学校教育基本構想の具体的な推進を学校に働きかける、また保護者の皆様にお知らせするというものでございます。

まず(1)未来に向けた学びと育ちのわくわくプロジェクトでございますが、こちらについては、やはり子供たちが学校生活の大半を過ごす授業の改善、教科指導の充実というところを、来年は図っていきたいと考えております。方向性としては、ここに示させていただきました3つのポイントになります。教科の面白さの中で得られた知識と経験を重ね合わせて、創造的な活動が生まれる学びをつくり出していく。自分に合った多様な学びと学び方の中で、分かった、できた実感できる楽しい学びを創造していく。生活や社会とつながりながら、未来に向かって自分の学びをつくっていく。といった方向でございます。

風越学園につきましては(2)に示させていただいておりますが、今年度は小学校1名、引き続き中学校1名の教員が派遣となっております。風越学園と連携し、第三次学校教育に示された教育活動の創造を進めていきたいと考えております。

続いて第2、「主体的な学びと育ちを支える」でございますが、(1)未来につなぐ創造力プロジェクト、気仙沼中学校の訪問でございます。令和2年度は、残念ながら新型コロナウイルスの関係で実施できませんでしたが、来年度はぜひ、市内の中学生を引率して気仙沼を訪問し、子供たちの学びと体験を進めていきたいと考えております。

続いて、(2)部活動プロジェクトでございますが、希望する全ての子供たちが部活動に

親しみ、共に高め合い、人生の基盤となる貴重な体験を積み重ねる、日野市型の部活動を推進してまいりたいと考えております。

続いて第3、「日野市GIGAスクール構想の実現を目指して」でございますが、令和2年度中にネットワークの整備、それから小学校2年生以上の児童・生徒1人1台端末の配備が終了いたしました。本日も含めまして、現在、研修会を進めておるところでございます。4月1日からすぐにスタートということにはなりませんけれども、全ての先生方が無理なく授業の中で端末を活用し、子供たちの学びが充実するように進めてまいりたいと考えております。

それから、この1人1台端末を活用して、現在、学校に登校できていない、もしくはわかば教室にも登校できていないお子様の、オンラインを活用した人と人とのつながりを、大切にしていきたいというふうにも考えております。

また、このGIGAスクール構想で整備された端末、環境を有効に活用するために、教員の支援につきましては、既存のメディアコーディネーターに加えて、プロポーザルにより選定された業者により、1人1台の環境の授業実践等について、細やかな支援を行ってまいります。

また新たに、日野市だけでなく、小金井市、東京学芸大学と連携させていただいて、GIGAスクール、1人1台端末の環境を生かした学びについて、創造を進めてまいりたいと考えております。

続いて、第4、「いのちを大切にし、いのちを守る」活動でございますが、こちらは6項目ございます。

(1) “いのち”のプロジェクトは、今年度は保護者、大人から子供たちへのメッセージをということを掲げて取組を進めてまいりましたが、来年度につきましても、多様な“いのち”の取組を展開してまいりたいと考えております。

(2) と (3) につきましては、不登校児童・生徒への支援についてでございます。わかば教室におきましては、先ほどのGIGAスクールの環境を活用させていただきまして、オンラインわかばの検討もしくは試行を進めていきたいと考えております。

続きまして、第5、「ともに生きるまち」の実現に向けてでございます。(1) 共に生きる人権教育につきましては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子供を育成する、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を構築し、全ての命が喜びあふれる活動を創造する力を育てまいりたいと考えております。

具体的な策としましては、日野第三中学校、七生緑小学校、夢が丘小学校、そして都立七生特別支援学校が連携した、インクルージョン教育を進め、この活動の成果を全校に広げてまいりたいと考えております。このインクルージョン4校連携事業につきましては、わかば教室も一緒に参加し、協力をし、進めていきたいと考えております。

続いて第6、「確かな学びと育ちをささえる」につきましては、10項目ございます。

昨年度から、小学校は新学習指導要領の全面実施になりました。令和3年度は、中学校が全面改訂となります。こちらの改訂された内容、趣旨が円滑に学校での教育活動で進められるように、支援してまいりたいと思います。

それから、8ページになります、第7、健やかな体と豊かな心をはぐくむ活動につつま

しては、引き続き、体を動かす楽しさ・心地よさ向上プロジェクトを推進してまいりたいと考えております。それから芸術体験活動の充実を図り、子供たちの豊かな心を進めてまいります。

また、第8、オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、今後の新型コロナウイルスの検討状況も影響があると思っておりますけれども、ホストタウンとしてウクライナの空手チームとの交流が計画されております。そこで、市内の小・中学校がウクライナチームの合宿を訪問させていただき、交流活動を計画しているところでございます。

また、第9、今後の教育活動につきましては、新型コロナウイルス感染症について万全な対策を取り、教育活動を進めてまいりたいと考えております。

これまでとの大きな変更点としまして、学校教育の指導内容につきましては、以上となります。

#### [高橋教育部参事]

生涯学習について、説明をさせていただきます。柱が3つありますので、それぞれの中から主要なところを幾つか、説明させていただきます。

まず1番、新たな学びの仕組みの推進、11ページでございます。この中で公民館の事業ですけれども、隣の市である多摩市の公民館と連携させていただきまして、3年程度を目安にいろんな取組をしていきたいと思っております。まずはお互いを知ろうということから始めて、既にいろんなコミュニケーションも始めさせていただいておりますけれども、大学連携事業をそれぞれやっております、そういうものをオンラインを使いながら、それぞれの住民に対して幅広く提供できたらと思っております。

そういうICT環境をより一層整備するということと、あとは、それぞれの市の特徴であるとか課題ということもありますので、そういうものに対して、座学だけではなく、できれば活動を通しての学習をして、それぞれの、大きな意味での社会課題みたいなものに取り組みたらと思っております。これは市長会の助成を使ってやっていきたいと思っております。

12ページをお開きください。(7)、(8)ですが、これも図書館の行政資料のデジタル化というものと、郷土資料館にある郷土資料をシステム化させていただいて、住民の方などに使っていただきたい、見ていただきたいということを始めさせていただきたいと思っております。徐々にスタートになるかと思っておりますけれども、今までにないような形で取り組みたらと思っております。

その下、2番、多様な主体による取組の推進ということで、御存じのとおり4月1日から、ふるさと文化財課という新しい市長部局、教育委員会の併任という形の新しい組織ができます。そういう組織を利用しまして、今までにないPRをしていきたいと思っております。生涯学習課を主体として、今までも、郷土資料館も含めて資料の調査、分析ということは、学芸員さんを筆頭に一生懸命、当然やらせていただきました。そういうものを、より一層多くの方に知っていただいて、興味を持っていただいて、郷土愛につながり住み続けていただければと思っております。

そういう新しい課で、(3)、仮称ですけれども、百草・倉沢エコミュージアム構想という形で、百草・倉沢地区につきましては多様な、いろんな主体のいろいろな方が、いろい

ろな活動をされているということがございますので、そういう方と一緒に面でも取り組めたらということをおもっています。いずれはそういうところでうまい形の観光の拠点ができるといいんですけど、まずはそういう方と一緒に組み立てていただいて、広くその地域を皆さんに知ってもらおうということができればとおもっています。

最後の3番、持続可能な社会教育環境の推進ということで、(1)に掲げさせていただいています大成荘ですけれども、残念ながら今年度廃止ということになっております。それを除去、壊すということではなく、できるだけ残していきたいとおもっていますので、そういう受入先、しかも単純に売るとか買うということだけではなく、その相手とのつながりを持たせていただいて、新しい何か取組が、市と相手方でできたらということで、既に北杜市さんともいろいろ協議させていただいて、いろいろな御紹介もいただいているところです。早い段階で、そういう形での譲渡を進めていきたいとおもっています。

生涯学習部門は以上でございます。

[米田教育長]

質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いしたいと思います。

はい、お願いします。

[高木委員]

ただいま主要な取組について、ポイントを絞りながら説明いただきまして、大変ありがとうございました。特に学校教育部門でいいますと、令和3年度は中学校で新しい学習指導要領がスタートしますし、また教科書も、学習指導要領に基づいてかなり大幅に変わるということ、それから、ただいまの説明にございましたけれども、GIGAスクール構想で、1人1台の端末について、これはもう教員の皆さんも、生徒の皆さんも大変だと思えますし、なかなかコロナも収束しない中で、新たな取組の基軸がスタートする、節目の年かなと思います。

また、第三次学校教育基本構想も、5年計画の3年目ということでは、ある種のポイントとなる1年間かなというふうに思っています。

これまで、今年度の活動を見ても、第三次の構想に基づいた、いろいろな意味合いでの活動が、それぞれの場面でいろいろ見られるようになってきたなということでは、それぞれの取組が、私自身の認識としてはかなり計画どおりに進んでいるのではなかろうかという思いも強くしています。

ただ一方では、新しい意欲的な取組も盛り込まれているようなので、とりわけ現場での働き方改革等にも注意をしながら、取組を進めていただきたいと思います。GIGAスクール等をはじめとして、保護者や関係者からの期待も大きいかと思えますけれども、そうはいってもなかなか、現場での取組については負担感なり、実際の負荷が多いのではなかろうかとも思います。無理がない形で、関係者で力を合わせて進めていきたいというふうに考えていますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

[米田教育長]



どうぞ、御意見をお願いいたします。

[真野委員]

令和3年度の主要事業につきまして、御説明をいただきました。ありがとうございます。

今、高木委員からもありましたが、いろいろ新たな観点で、盛り込んでいただいております。特にGIGAスクールの関係で、児童・生徒1人1台の端末がいよいよ手元に届き、そのスタートが来年度ということになります。そういう面では、いろいろ施策も書いてくださっていますけれども、一つ一つ、ある意味では手探りのところもあります。先生方の働き方改革を見据えた、いろいろな負担感のようなどころも考慮をしながら、新たな学びをつくっていただきたいと思います。

もう一つの観点は、やはりコロナ禍でここ1年走ってきているわけで、ここに書かれておりますが、Iの学校教育部門の、1の(4)自治・共生の力を育むとありますけれども、一つ一つの施策が本当にどこまでできるのか。ここにも書いてくださっていますが、「みんなで話し合い、自分たちで考え、みんなが満たされていく活動を育んでいく」ということで、子供たち自身、何のために学んでいくのかとか、そういうことを考えながら、一つ一つ進めていっていただきたいと思います。

私からは以上です。

[米田教育長]

御意見をどうぞ。

[西田委員]

今年度は第三次基本構想を制定してから3年目、とても重要な年だと思っています。2年間の、何を目指して、どう進み、何が実現したかという確かな振り返りの上に立って、今年度はこのようなことを、このように行いたいという具体的な考えが、令和3年度のこの主要な事業に示されていると思いました。

また、新しく生じた課題を受けた、新たな事業が具体的に示されています。たくさんの中、これらの中で、特に私が期待しているのは、学校教育部門では、(1)未来に向けた学びと育ちのわくわくプロジェクトです。具体的に3点示されていますが、特に2つ目の「自分に合った多様な学びと学び方の中で、分かった、できたが実感できる楽しい学びを創造していく」、教科指導に今年は焦点を合わせて、これらのことを進めていきたいというふうに思っています。

また、児童・生徒1人1台端末環境の活用推進、それから部活動プロジェクトで、教え込み指導から、生徒たちが自ら考え、自ら生み出していく、そういう対話型指導への転換、ここに注目していきたいと思います。

先ほどの1人1台端末環境の活用推進のところでは、幾つか示されていますが、私が一番興味を持っているのは、オンラインを活用した新たな世界との出会い、多様な学びの創出というところで、期待しております。

また、“いのち”のプロジェクトが今、進んでおりますけれども、これに一層力を入れていきたいと思います。

さらには、地域の施設を活用した水泳指導の充実、ここももう見直す時期だと思っていますので、いろいろなことを検討しながら、具体的に進めていきたいと思っています。

それから生涯学習部門では、仮称と言われましたが、百草・倉沢エコミュージアム構想、これに大変大きな期待を持っています。地域の方たちも、きっとそうじゃないかと思いません。非常に良い学びと地域の発展があるのではないかと期待しています。

また、多摩市公民館との広域連携事業、「たま学びテラス」、これもまた新しい発展があるのではないかと期待しています。

今挙げましたようなことは、市民の期待もとても大きいものだと思います。私たちもしっかり応援していきたいと思っています。

以上です。

[東委員]

もう皆さんもおっしゃっておいりましたけれども、学校教育部門の第三次教育構想、3年目ということで、これを打ち出した3年前のときは、非常に斬新な方針だということで受け取っていましたが、だんだん時代がいろいろな後押しをしてきて、実現可能な目に見えてくるような時代になってきたのだなというのは、ひしひしと感じます。大きくは、学習指導要領が変わってくる、それからデジタルも大きな波が来ていること、今までの当たり前を見直しながら、新しい学びの創出をしていく、本当にターニングポイントになる年だと思っています。

デジタルの波は学びだけではなく、働き方改革、先生方にも様々な形で、採点方式にデジタルが入ったり、今まで大型台風などが来たときは、副校長先生などが学校に行かないとメール配信ができなかったというような大きな課題も、ここでクリアできそうなこともでき、また、忙しい先生たちのサポート、副校長サポートであるとか、スクールサポートスタッフ、SSSが大規模校にも増えたりとか、そういうことで、非常に人的サポートなども充実していったのではないかと思います。

様々に変わるときなので、皆さんの力を最大限に生かしながら、新たな創出をできたらなと思います。やはり、その大きな社会の背景の中では、コロナ禍という後押しが非常に大きかったと思います。その中で日野流の、新しいものを生み出していこう、価値を生み出していこうという動きが本当にできてきたので、先ほど自治という言葉も、共生という言葉も、みんなでつくり上げていこうというような考えが、これから力強く日野の中で芽吹いていけたらなと思います。

あと、生涯学習部門に関しては、今年、非常にいろいろなチャレンジをしていただいたと思っておりますので、その力が一番、市民の集う場をつくり上げていく、学びをつくり上げていく場所で、コロナ禍で人と人との対面ができない中で、新たな模索をすごくやっていたので、この今までの1年の糧を力に、もっともっと水平展開していけることを期待します。

以上です。

[米田教育長]

では、私からも意見を述べさせていただきたいと思います。

各委員がお話をされた1の(1)未来に向けた学びと育ちのわくわくプロジェクトの、この3点ですね。「教科の面白さの中で得られた知識と経験を重ね合わせて、創造的な活動が生まれる学びをつくり出していく」、まさに3年目ということで、本当に子供たちと先生

方と御家庭、地域と、みんなで作っていききたいというふうに思います。まさに学習観のようなものを変える時期がようやく来た、私たちの三次構想が本当に生かせる、そういう時代が来たということを実感します。今までの、文章問題が解けるみたいなところをゴールにしてしまうような、そういう学習観ではなくて、その教科、教科の中で一番面白いゾーンがあって、そこで子供たちがイマジネイティブに、そしてクリエイティブに活動し続けるということが、とても大切なことだと思います。

例えば、学習指導要領の中学校3年生のところでは、こう書いてあるんです。ほんの幾つかですけれども、数学でも、「事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現、処理したりする技能を身につけるようにする」、やはりこういう営みが、この算数、数学の中では一番面白い。それから、それぞれ一人一人が自分の興味、関心に従って、自分の将来を見ながら、自由にこういう活動ができる、やっぱりこういうことが一番大事なんだという、そんな思いです。

例えば、社会の歴史分野の中では、こう書いてあるんですね。「歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に入れ、そこで見られる課題を主体的に追及、解決しようとする」と。やはりそれぞれ未来に向けて、それから一人一人の人生に向けて、一番大切な力を育むということが、この学習指導要領にも書かれているわけです。そのところ、どう授業も変え、学びのスタイルも、学び方も変えていくかということが、本当に大切なことだと思います。それによって、この9年間で培った力が、一人一人の人生を豊かにして、そして一人一人の人生を支えてくれる、そういうものになるんだと思います。そこをイメージしながら、1人1台端末を使って、さらにいろんな可能性にチャレンジしていく。

それからもう一つ、オンラインで得たものとリアルの中で得たものをお互いに通わせ合いながら、交感し合いながら、よりよきものをつくり出していく。そういう時代がようやく来たのかなと思います。そういう意味では、一番大事なものは先生自身が、この授業をどうつくったら子供たちがそういう活動に入ってくれるかみたいな、そういうワクワク感を教師自身が持つ、その環境をどうつくれるかということだと思います。

あわせて、学校でやっている子供たちの学びのその姿をたくさんの人に発信して、学びというのはこういうことなんだねということ、みんなで、常につくり上げていくという、そういう日野市でありたいと思います。

やっぱり大事なものは、知の創造、知的な活動の中で、その人の一番いい部分が活性化されて、一人一人の知の創造が生まれてくるということが、大切なことだと思うんですね。それが新しい世の中をつくっていく、そういうことなんだろうと思います。

あわせて、これは教師が、働き方改革という名を掲げているんだけど、得てしてそうじゃない方向に行ってしまう可能性もある。だからそれを僕らがどうバックアップできるか。どういう体制を今持っていて、ここはできる、これ以上のことはやっぱりこうしなくちゃいけないなど、日野市という自治体だけでできないことも、たくさんあると思うんですね。それは東京都、国にもきちんと訴えていく。そんなことなのかなと思います。

あわせて、人間というのは、死ぬまで自己創造していく存在だというふうに思います。そこで生涯学習部門は、すごいいろんなチャレンジをして、そして、やっぱりつながりながら、知ること、自分の言葉で語れること、いろんなことを、どんどんどんどん、今、チ

チャレンジをしようとしています。それは、よりよい社会をつくり上げていくという文脈の中での、自己創造でありたいというのが人々の願いですので、やっぱり本当の人間の存在というものに対して、真摯にみんなが学び合えるような、そんな日野市にしていければなと思います。

そういう意味では、いろんな人の力を借りながら、今回のこの令和3年度（2021年度）の主要な取組を策定し、その実現に向けていけたらと思います。

どうぞ、御意見があれば。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。令和3年度（2021年度）の主要な取り組みの策定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号・教育委員会職員人事について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○議案第49号 教育委員会職員人事について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書15ページを御覧ください。議案第49号・教育委員会職員人事について御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、17ページを御覧ください。令和3年3月31日付の発令でございます。対象者は9名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

続きまして、次ページ、18ページから21ページを御覧ください。令和3年4月1日付の発令でございます。対象者は65名でございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。再任用の令和3年4月1日付の発令でございます。対象者は22名でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。

教育委員会職員人事についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第50号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書25ページを御覧ください。議案第50号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和3年度の組織改正に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。28ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第2条中、生涯学習課の係については生涯学習係とし、新しくふるさと文化財課に、学芸係、庶務係を設置するものです。

次に、第3条第5項中、「教育支援課」を「発達・教育支援課」に改めるものです。

続きまして、29ページから30ページを御覧ください。

第5条、教育部、生涯学習課、生涯学習係の事務分掌中、(8)八ヶ岳高原大成荘の管理運営に関する事及び文化財係を削除し、ふるさと文化財課の学芸係に(1)から(10)まで、庶務係に(1)から(4)までの事務分掌を、新たに規定するものでございます。

27ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。

教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号・日野市郷土資料館処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第51号 日野市郷土資料館処務規則の一部を改正する規則の制定について

[小林郷土資料館長]

議案第51号・日野市郷土資料館処務規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。令和3年度の組織改正に伴い、日野市郷土資料館処務規則の一部を改正するものでございます。

具体的な内容になります。34ページ、35ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

新組織になるということと、先ほど説明のありました日野市教育委員会の事務局処務規則との整合を取るための文言整理が主になります。具体的には、第4条中、古い規則では、2項に予算、経理が入っていたんですけれども、これを削除しております。それと3項、職員の服務、厚生に関することというのを削除しております。それから35ページの第5条は、事務局の処務規則と重なりますので、削除しております。

お戻りいただいて、33ページを御覧ください。この規則は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市郷土資料館処務規則の一部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第52号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書37ページを御覧ください。議案第52号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。日野第五幼稚園の閉園に伴い、日野市教育委員会公印規程の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。39ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。別表第1中、日野市立第五幼稚園に関する印、29の項から31の項までを削り、32の項を29の項とし、33の項から159の項までを

3項ずつ繰り上げるものです。

次に、45ページを御覧ください。別表第2中、日野市立第五幼稚園に関する印、29の項から31の項までを削り、32の項を29の項とし、33の項から159の項までを3項ずつ繰り上げるものです。

38ページにお戻りいただきまして、これらの改正につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局から説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号・日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第53号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[小林郷土資料館長]

議案第53号・日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。押印欄の省略に伴い、日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

次ページを御覧ください。具体的には、1号様式、2号様式、4号様式、5号様式の変更でございます。具体的な内容は、申請者のところの押印の省略でございます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第54号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正する規則の制定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書57ページを御覧ください。議案第54号、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。日野市事務決裁規程の改正に併せて、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正するものです。令和3年度の組織改正と働き方改革の観点から、決裁権限を下の職層に移譲すること、係長専決事項の新設、支出の専決権限、休暇等の専決権限等の見直しのため、日野市事務決裁規程が改正されることに併せまして、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正するものです。

主な改正点について御説明いたします。恐れ入りますが、62ページを御覧ください。第10条、係長の専決事項の新設でございます。1点目として、1件の所要経費、予定額100万円未満の事務事業の実施、そして100万円未満の支出命令や歳入の調定等については、係長の専決事項とするものです。2点目として、係員の事務分担の決定に関することについては、係長の専決事項とするものです。3点目として、主任以下の職にある者の年次休暇及び夏期休暇の付与に関する事、日帰りの出張に関する事について、係長の専決事項とするものです。4点目として、定例的で簡易な事項の申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。また、法令、条例または規則等で定められた台帳及び資料に基づく事項の証明及び閲覧に関する事についても、係長専決事項とするものです。

また、各職層の専決事項について、支出負担行為の決裁区分を見直し、会計科目ごとに異なる権限設定を行っていたものを、一定金額で統一いたしました。1件の所要経費予定額が1,000万以上2,000万円未満の事務事業の実施については部長専決とし、100万円以上1,000万円未満については課長専決とするものです。

これらの改正につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案54号については以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、こういう改正をする目的をもう少し話していただけますか。

[伊藤庶務課長]

こちらについては、働き方改革ということもありますけれども、事務の迅速化、効率化を図るために実施するものでございます。

[米田教育長]

質問はよろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいですか。



係長の担任する権限が、こういう形でされました。各所属長は、係長を監督するとともに、事務全体としてどういう流れになっているか、そういうことをきちんと把握するシステムをつくってもらいたいと思います。今まで自分のところに回ってきた決裁文書が来なくなることとなりますので、そこについて、やはり新しいこの形を組織として有機的にするためには、そこを補うものが必要かなと思います。また、係長は、その職務を責任を持つてすることによって一人一人の職務能力も高まってくると思いますので、併せてそういう方向を組織として実現するように、部長がそのマネジメントをしてもらえばと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市教育委員会事務局事務決裁規程の全部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第55号 日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。恐れ入ります。議案書の65ページを御覧ください。議案第55号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。日野市事務決裁規程の改正に併せて、日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正するものでございます。議案第54号により、日野市教育委員会事務局事務決裁規定が改正されます。この中で係長の専決事項が新設されますので、これに伴いまして、教育センター設置条例施行規則につきましても、所要の改正を行うものでございます。

議案書の67ページを御覧ください。新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の職員でございます。教育センターに置くことができる職員に、副主幹及び主査を追加し、置くことができる職員の職層を明記いたします。副主幹は、課長補佐級の職員であり、主査は係長級の職員でございます。

続きまして、下段、第4条第3項でございます。副主幹及び主査を含む教育センター職員の専決事項につきまして、改正後の日野市教育委員会事務局事務決裁規程を準用する条文、具体的には第10条でございますが、こちらを追加するものでございます。

66ページにお戻りいただきまして、この規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号・東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○議案第56号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。議案第56号でございます。69ページをお開きください。東光寺小学校学校運営協議会委員の任命でございます。

提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、任命するものでございます。

次の70ページ、77ページをお開きください。70ページが委員の名簿となっております。15名でございます。任期は、表の下にございます。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。全ての方が再任という形でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。東光小学校学校運営協議会委員の任命についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第56号は原案の通り可決されました。

議案第57号・今後の水泳指導の在り方に関する方針について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○議案第57号 今後の水泳指導の在り方に関する方針について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。議案第57号、73ページでございます。今後の水泳指導の在り方に関する方針についてでございます。

提案理由でございます。今後の水泳指導の考えの基本となる、「今後の水泳指導の在り方に関する方針」を定めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、74ページから方針の案をお示ししてございます。

方針を策定するという経過でございますけれども、猛暑による熱中症対策、また天候不良による中止や中断などによりまして、計画的な水泳指導が難しいという現状がございます。また、水泳指導をするに当たっての教職員の負担の軽減、また、子供たち一人一人の泳力に合ったきめ細かい指導の実現ということ、さらに各校、25校全てプールの施設を保有してございます。そのような形から、持続可能な社会の構築に向けた学校施設のマネジメントという観点から、今後の水泳使用の在り方ということで、方針を定めるものでございます。

74ページの中段、大きな2番、水泳指導とプールの現状と課題ということで、掲げてございます。1つ目が水泳の指導基準、2つ目が学校プールの現状でございます。学校プールの現状につきましては、75ページにかけて表でお示しをしております。

76ページでございます。3つ目、水泳授業の現状、それから4つ目、現状における課題ということで、①は気候を挙げてございます。実際に豊田小学校の事例ということで、次のページにかけまして、令和元年度における状況をお示ししてございます。

78ページでございます。課題の②としまして児童・生徒の安全確保、こちらについては、プールでの指導の際、安全を確保するための監視員の確保が難しいという現状を掲げてございます。その下、③水泳を行うための水質管理といたしまして、プールの実施期間中の教員の負担についてお示ししてございます。それから、④水泳の指導力ということで、小学校におきましては、全ての教員が全ての教科を指導するわけでございますけれども、得意、不得意がありまして、なかなかそこが一人一人の子供に合った指導というのが難しい現状にあるということでございます。

79ページ、⑤プール施設の老朽化ということで、施設については設置から30年以上経過したものがほとんどということで、その維持に大きな費用負担が生じているということでございます。

そのようなことを踏まえまして、大きな3番でございます。今後の学校プール施設、水泳指導の在り方を検討いたしました。(1)としまして、民間プール施設の活用というものでございます。次のページにかけましてメリット、デメリット、それからデメリットの対応、民間プールを活用した場合の経費試算ということで、お示ししてございます。

この経費試算でございますけれども、次の81ページにかけて、コストをお示ししてございます。民間プールを活用いたしますのが4校で、これを10年スパンで考えますと、3,450万円の削減効果が見込まれてございます。

82ページの上段、(2)学校プールの共同利用ということで、共同利用するに当たってのメリット、デメリット、またデメリットへの対応ということで掲げてございます。

最後は84ページでございます。民間プールの利用、共同利用ともに民間の力をお借りして、水泳指導のインストラクターを派遣していただくということで考えてございます。

また、(4) 屋内の市営プールは、東部会館が、市で保有しているところがございます。こういうところも今後活用していきたいということで書いてございます。

最後に、大きな4番が今後の課題でございます。全25校のプール施設について、今後どうしていくかというところでございます。ただその中で、学校の規模、また民間のプールとの距離、いろいろな課題等々もございますので、そういうところも一つ一つ丁寧に考えていながら課題を解決して行って、生徒も教育の充実、また教員の負担軽減、施設のマネジメントというところでの実現に、目指していきたいと考えてございます。

方針といたしましては、簡単ではございますが、以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

[真野委員]

今回の方針、いろいろな観点から現状をまとめ、分析をしてくださっています。設備としても30年を経過しているというところも踏まえると、かなり喫緊の課題であるということも改めて認識させてもらいました。その上で、今後の在り方について民間プールの活用、学校プールの共同利用、インストラクター活用、市営プールの活用という観点でまとめていただいています。

先ほどの試算比較のところ、民間プールは4校というお話もありましたが、具体的に、この方針を受けて民間プールの活用、それから共同利用、最終的には今、市内にある小中学校含めた25校の今後に向けて、現在考えられている計画等があるのであれば、教えていただければと思います。

[久保田学校課長]

今、小学校の4校が民間ということで、うち1校が小学校、1校が中学校ということで、中学校が小学校のプールを使うという共同利用で、今考えてございます。合計6校が当面のところでございますが、今後、民間の施設との距離等々含めると、まだ可能な学校というものはあるのかなと考えてございます。ただ一方で、民間のほうも子供の規模ですとか、そういうところに応じて、受入れ可能なコマの空きというものも当然出てまいりますので、その辺りは少し精査をしなければいけないと思いますけれども、今回の6校の経過をまた見まして、次のステップとして可能なところを広げていきたいというふうに考えてございます。

[米田教育長]

質問があればお願いいたします。

[東委員]

非常にいろいろ検討してくださって、とてもよい案だなと思っているのですが、学校の外に出るというところで、子供たちが移動するという観点で、時間や安全などの何か対策はあるんですか。教えてください。

[久保田学校課長]

移動につきましては、バスを利用するという形でございます。大型バスを利用して、し

っかりとそこについては教員がついて乗り込む、また現地に行って帰ってくる場所もしっかり、そこは確認させていただくということで、おおむね片道15分ぐらい、短い距離で行けるところということで、今回学校のほうと施設とのマッチングを考えてございます。

また共同利用につきましては距離が非常に近い、そこについては教員の監視の下で、徒歩という形で、安全管理もしっかりした上で実施するという形で考えてございます。

[東委員]

では、基本的な水泳指導の時間は短くなるんですか。

[久保田学校課長]

2時間続けてのコマという形ですので、そこについては効率よくやらせていただくということで、授業の内容には影響がないような形で考えてございます。

[東委員]

はい。ありがとうございます。

[米田教育長]

実質、今、確保できている現実的な時間と、この新体制が同じということですよ。

[久保田学校課長]

はい。

[米田教育長]

実際の水泳の授業の時間は同じですね。

あと質問があれば。よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。

[高木委員]

説明どうもありがとうございます。いろいろ検討されていて、個々の内容についてメリット、デメリット、デメリットに対する対応等についても、十分な検討がされているなど感じています。そういったことで、教職員の皆さんの負担の軽減ですとか、子供たちへの水泳指導の質の向上、それから今後に向けた学校施設のマネジメント等を考えると、あまり経費の削減というのは大きくは期待できないにしても、やっぱりこれを施策として踏み切る、方針として実施していく意味というのは、非常に大きいのかなと感じています。そういった意味で、今回の水泳指導の在り方の方針については、私は賛成と考えています。

ただ、今後の課題の中でも挙げられていますように、あるいは今の説明でありましたように、全小中学校にこの方式が適用できるわけでもないですし、また、まさに民間に依存するとなると、民間事業者の今後の事業も、どういう形態になっていくかということについては、長期的には確たるものが、はっきり言って約束できない、しにくいところもあるかと思っておりますので、具体的な課題を検証しながら、できるところから実施していくということで進めていただければということで考え方も示されていますから、それでいいのかなと考えています。

ぜひ学校現場ときめ細かいやり取りをしながら、進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

[米田教育長]

意見がありましたら、お願いいたします。

[真野委員]

私も、今回のこの方針を読ませていただいて、正直、先生の、水泳をやる、やらないにかかわらず、プールを維持管理するための負担の大きさを感じたところです。さらに最近の色々な環境の変化で、なかなか実際にプールが使えないという状況もある中で、やっぱりこういう形で新たな方針を考えていくことは、非常に大事なことだなと感じました。

高木委員もおっしゃっていましたが、近くに民間施設がある小学校は良いのですが、近くにないところの小学校との格差というか、そういったところをどう組み合わせていくのかというのは、一つ一つやっぱり地道に進めていく必要があると思います。

以上です。

[米田教育長]

御意見があればお願いいたします。

[東委員]

私も、お話を聞かせていただいた内容で、方針に関しては大賛成です。この案は学校にとっても民間にとっても、お互いにメリットのある施策かなと思っておりますので、よい関係を築いていただいて、お互いのノウハウを共有させていただいて、よいものにできたらいいなと思っています。

学校の施設がもう30年もたって様々に、ろ過器などを中心に老朽化しているという現状は、昔からよく聞いております。学校の中の消防の観点で残すという点に関しても、水をためた状態で残しておくという、それをろ過器を回す、回さないなど、いろいろコスト的には考えなきゃいけないところだと思いますので、安全面、衛生面も含めて、そちらの対応もしていただきたいと思います。

水泳自体も、全身運動としても運動の機会というのがとても大切だと思っていますので、先ほど来から、できる学校、できない学校ができる、それは特色ではないと思っていますので、機会確保に何かしら知恵を出してやっていかなければならないなと思います。

以上です。

[西田委員]

御説明ありがとうございました。いろいろなことが大きく変わっていく今日、水泳指導の在り方も、現状を踏まえて新しい方法に切り替えていくのは、ごく自然な流れだと思います。新たな方針が4つ、ただいま示されました。その4つは、長くなるので挙げませんが、自分の経験も交えて、方針について意見を述べたいと思います。

まず一つですけれども、民間や市営の屋内プールを活用することによって、まず天候や気候に左右されることもありません。そして1年間を視野に入れて、計画的に水泳指導ができると思います。それは児童・生徒の泳力の向上や、水に親しむ機会を多く持てるということからも、とても望ましいことだと思います。特にここ数年は、気温が高過ぎて熱中症が問題になっていますので、屋内プールの活用を早急に進めたいと思っていたところですので、賛成です。

それから、児童・生徒の安全が十分に確保できます。水泳指導には、直接指導に当たる教員のほかに監視員が必要です。1学年の学級数が多いところは学年内で仕事を分担する

ことができますが、最近では1学年の学級数が少なくなっていますので、監視員を置くのにとっても苦勞していると聞いています。また、当該学年以外の教員や管理職に負担がかかっているとも聞いています。こうしたことが解決されて、児童・生徒の安全が十分に確保できるという点で、賛成です。

3つ目は、一人一人の力や個性に合ったきめ細かい指導ができて、水泳が好きな子供がより多く育つことができるのではないかと考えています。指導はあくまで教員が主導で、学習指導要領にのっとって行っていくものですが、水泳指導専門のインストラクターと一緒に指導に当たることによって、児童・生徒にとってはとてもよい、水泳指導環境が整うと考えています。

次に、教員の水質管理に伴う負担が減少すると思います。学校関係者以外にはあまり知られていないことだと思いますけれども、水泳指導が始まると、教職員は毎日交代で水質と塩素濃度を測ったり、薬剤を投入したり、ろ過器のごみ取りをしたり、ろ過器を動かしたり、自分も実際にしましたけど、なかなかこれ、大変な作業なんです。排水口と注水口のバルブを点検したり、またプールサイドや水中の掃除をするなど、安全な指導環境を整えるために大変時間がかかります。それに労力がかかります。これらの教職員にかかっている負担が軽くなって、教科指導とか水泳指導に専念できるようになると思います。働き方改革の視点からも、これはとてもいいことだと思います。

また、学校プールの維持管理や老朽化に伴う改修とか、更新に係る経費の負担が軽くなります。プールを保有する費用に125万円ほど必要だそうです。また、市内の25校のうち、約9割の学校プールが、老朽化が進んでいると聞いています。

かつては一夏中、プールが開かれている学校がありました。そうでなくても、プール開放の日は大勢の子供たちでにぎわったものです。でも、今は天候がいろいろ難しくなってきました、天候に左右されて、授業での計画的な水泳指導が難しくなっています。また、夏休み中に開かれるプール指導の日数も少なくなった上に、子供の生活も多様化していますので、以前ほどプールに来る子供は、夏休み中ですが、少なくとも少なくなったと聞いています。維持費や修繕費に多くの費用をかけて、しかも、そういうプールの現状を考えますと、全ての学校がプールを管理する意味が、今日では薄れてきたのではないかと考えています。

新しい方策を進めていくには、当然、解決しなければならないいろいろな課題があると思います。それらは学校の先生と一緒に考えて、安全でよりよい方法を模索して、できることから、なるべく早く実現して、それを今は4校とありましたが、できればもっと広げていけるようになってほしいと考えています。

保護者や市民に丁寧に説明すれば、それらのことは十分解が得られて、また協力も得られることだと思いますので、この方針を、自信を持って進めていきたい、そんなふうに思っています。

[米田教育長]

この、今後の課題というところでは、(1)から(4)の活用について、令和3年度行うわけですので、しっかりそこをまず検証するということが大事なかなと思います。あわせて、その検証を踏まえて、全25校にどのようにして、それぞれの学校の水泳学習の環境面、それから質的な状況を上げていくかということ、固有の状況の中から考えて

いく。ただ、ここに書いてあるように、中長期的な視点という状況が、やっぱり大きな前提になってしまうということも現実ではあります。常にいろいろな状況、環境も考えながら、いろんな知恵を出し合って、水泳学習を向上させていくということが大切だと思いますので、そういう努力をしていきたいと思います。

ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りいたします。今後の水泳指導の在り方に関する方針についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

意義なしと認めます。議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○議案第58号 日野市立教育センター所長の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。恐れ入ります。議案書の85ページを御覧ください。議案第58号・日野市立教育センター所長の任命について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和3年3月31日をもって、日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

議案書の次のページ、86ページを御覧ください。所長の氏名及び住所につきましては、記載のとおりでございます。現在の所長を引き続き任命するものでございます。任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いします。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立教育センター所長の任命についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

報告事項第25号・「緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について、事務局より報告をお願いいたします。



○報告事項第25号 「緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書93ページを御覧ください。報告事項第25号・「緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について、御説明いたします。

国による1都3県を対象とした緊急事態宣言が、令和3年3月21日をもって解除されました。日野市では、去る3月18日木曜日に第7回教育委員会臨時会を開催し、緊急事態宣言が解除された場合、市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動については、かけがえのない学びと、人と人とのつながりを大切にされた活用を継続していくことについて、御協議をいただきました。その後、3月19日金曜日に開催されました、日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議に提案し、市としての対応が決定されました。

これを受けて、94ページから97ページに記載のとおり、緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についての文書を、各学校及び幼稚園に発出いたしました。各学校、幼稚園は、学校運営の基本方針等に従い、感染予防策を徹底し、教育活動を行っております。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第25号を終了いたします。

[米田教育長]

これより議案第59号、議案第60号及び議案第61号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

なお、本件をもって、令和2年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教職員の内申の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職命令解除の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて、令和2年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 15時45分